

委員会提出議案第 1 号

境港市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

境港市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 1 日 提出

提 出 者

境港市議会

議会運営委員会委員長 森 岡 俊 夫

境港市議会会議規則の一部を改正する規則

境港市議会会議規則（昭和52年境港市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「会議時間を変更することができる。」を「会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第18条第1項中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて、順次、備付けの投票箱に」を「議長の指示に従って、順次、」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第36条第1項中「第95条（請願の委員会付託）」を「第95条」に改める。

第44条第2項中「中間報告をすることができる。」を「議会の承認を得て、中間報告をすることができる。」に改める。

第61条中「第47条（発言の場所）、第48条（発言の通告及び順序）、第53条（質疑の回数）、第54条（発言時間の制限）、第56条（発言の継続）及び第57条（質疑、討論の省略及び終結）」を「第47条、第48条、第53条、第54条、第56条及び第57条」に改める。

第89条中「第26条（議場の出入口の閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）」を「第26条、第27条、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項及び第32条」に改める。

第93条第5項及び第6項中「承認」を「許可」に改める。

第95条第1項ただし書きを次のように改める。

常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第95条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第97条第1項中「意見を付け議会に」を「議会に」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることがで

きる。

第99条を次のように改める。

(陳情書の処理)

第99条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第105条中「第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「第36条」に改める。

第106条を次のように改める。

(決定の通知)

第106条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第108条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第116条第2項中「第101条（秘密の保持）」を「第101条」に改める。

第117条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第117条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第123条中「印刷して、議員」を「議員」に改める。

第124条中「第62条（発言の取消し又は訂正）」を「第62条」に改める。

第128条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第128条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法

により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第94条第1項及び第95条第1項、第123条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条の3 この規則の規定（第27条第1項（第89条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 議会のデジタル化に関する改正（第99条、第128条の2、第128条の3関係）
 - （1）議会等に対して行われる通知、また議会等が行う通知のうち、会議規則の規定において文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織（以下「オンライン」という。）を使用する方法により行うことができる。
 - （2）（1）により行われた通知は、当該通知に関する会議規則の規定を適用する。
 - （3）オンラインによる通知の到達時期は、当該通知を受ける者のコンピューター等に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなす。
 - （4）通知のうち、会議規則の規定において署名等を行うことが規定されているものを（1）によりオンラインで行う場合は、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができる。
 - （5）オンラインによる通知において、対面による本人確認又は原本確認の必要があるなど正当な理由がある場合に限り、当該部分以外の部分についてオンラインの使用を認める。
 - （6）会議規則の規定において（第27条第1項（第89条において準用される場合も含む）を除く）議会等が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものは、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。

- 2 議会運営上の支障となり得る条文の整理等、全般的な見直しに基づく改正（第8条、第18条、第28条、第30条、第44条、第89条、第93条、第95条、第97条、第99条、第106条、第108条、第117条の2、第123条関係）
 - （1）会議時間中でないときにおける会議時間の変更について規定
 - （2）会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき等において、「議会の承認」を「議会の許可」に改める。
 - （3）陳情書又はこれに類するものについて、請願書の例により処理するものを、「その内容が請願に適合するもの」から「議長が必要であると認めるもの」に改める。
 - （4）携帯品について、時代に即した名称に改め、その着用又は携帯に関し、「議長又は委員長への許可」から「議長又は委員長にあらかじめ届け出たもの」に改める。
 - （5）議員の懲罰動議及び懲罰事犯の会議等において代理弁明の機会を設けることができる等を規定

(6) その他

3 準用条文等の条文中に併記する見出しの削除（第36条、第61条、第89条、第105条、第116条、第124条関係）

4 施行期日

令和6年4月1日